

奨学給付金について(ご案内)

平素から大分県の教育活動にご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

大分県では、道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯を対象に、授業料以外の教育に係る経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与するため、「高校生等奨学給付金」制度を創設しています。

該当する方は、別添の申請書に必要事項を記入のうえ、添付書類とともに8月20日(水)までに、封筒に入れて学生課学生支援係へ提出してください。

○大分県高校生等奨学給付金とは

生活保護世帯、住民税非課税世帯を対象に、授業料以外の教育費を支援する制度です。返済する必要はありません。授業料に係る就学支援金とは別の制度です。

○申請受付対象者

令和7年7月1日現在で、

- ・非課税世帯（生活保護世帯を含む）であること

※令和7年度（2025年度）の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が世帯で0円（家計急変により保護者等の収入が激減し、上記非課税世帯相当とみなされれば支給できる場合があります。）

- ・保護者（親権者等）が大分県内に住所を有すること

（保護者が県外に住所を有している場合は、在住する都道府県にお問い合わせください。）

- ・生徒が高等学校等に在学し就学支援金（学び直し支援金及び専攻科支援金含む）の支給を受ける資格を有していることなどの要件に該当する場合に支給の対象となります。以下の場合は対象となりません。

①他の都道府県から同種の奨学金の給付を受けている場合

②高校生等が7月1日現在休学しており、年度内に復学する見込がない場合

③高校生等が児童養護施設等に入所又は里親に養育を委託されており、措置費（見学旅行費又は特別育成費）の支給対象となっている場合。

※新入生に対する一部早期給付を申請された方も、年間額（一部早期給付額を差し引いた額）を受給するためには今回の申請が別途必要ですのでご注意ください。（年間額については裏面参照）

○給付額（年間額）

高校生			
年額給付	区分 (7月1日現在)	生活保護（生業扶助） 受給世帯	生活保護（生業扶助） 受給世帯以外の非課税世帯
4～3月分	全日制・定時制	年額32,300円	年額143,700円
4～3月分	通信制		年額50,500円

※ 一部早期給付の対象となった世帯については、上記の給付額（年間額）から一部早期給付額を控除した金額を給付します。

○「高等学校等奨学給付金」を受給するには

- ・要件に該当する保護者の方々等からの申請が必要です。
- ・申請書（高校生等奨学給付金受給申請書）に必要事項をもれなく記入してください。
- ・世帯の状況等により添付書類に違いがあります。

○その他

- ・学校で申請を取りまとめた後、県（教育財務課）にて審査を行います。審査が完了した際には、認定結果に関わらず、結果通知を学校から送付いたします。認定となった場合は、申請口座宛てに学校から順次支給予定です。支給日が世帯によって異なる可能性がありますので、ご了承ください。支給予定日等は、学校からお知らせしますので、県（教育財務課）への問い合わせはご遠慮ください。

（支給時期の目安）

○年額給付…11月～12月頃

※あくまで予定ですので状況により前後する可能性があります。

- ・ご不明な点等ございましたら、学生課学生支援係までお問い合わせください。

【問合せ先】

大分工業高等専門学校

学生課学生支援係 計野（はかりの）

TEL：097-552-6365